13　直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

第七十九条の四の三中「適合する」の下に「期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれる」を加え、同条第四号中「される」を「されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備している」に改め、同条第六号中「モデル」の下に「（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）」を加え、同条第七号中「手続」の下に「（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）」を加え、同条第九号中「予想され」の下に「、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測され」を加え、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

第八十九条第四号ロ中「又は4―3」を「、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」に改め、同号ハ中「5―3」の下に「又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第九十条中「なっているもの」の下に「（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第九十四条第一項第一号を次のように改める。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

| 適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等 | 残存期間 | ボラティリティ調整率 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 特定の発行体の場合（パーセント） | 特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャーの場合（パーセント） | 証券化エクスポージャーの場合（パーセント） | |
| 信用リスク区分が1―1、1―2、1―3、1―4、1―5、6―1若しくは7―1の場合又は第八十九条第三号に該当する場合 | 一年以下 | 〇・五 | 一 | 二 | |
| | 一年超五年以下 | 二 | 四 | 八 | |
| | 五年超 | 四 | 八 | 十六 | |
| 信用リスク区分が1―2、1―3、2―2、4―2、4―3、5―2、5―3、6―2、6―3、7―2若しくは7―3の場合又は第八十九条第五号の条件を満たす場合 | 一年以下 | 一 | 二 | 四 | |
| | 一年超五年以下 | 三 | 六 | 十二 | |
| | 五年超 | 六 | 十二 | 二十四 | |
| 信用リスク区分が1―4又は2―3の場合 | 全ての期間 | 十五 | 一 | 一 | |

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

第百三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）」を削る。

第六章に次の一節を加える。

## 第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

**第百三十九条の二**　標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

$RWA^{*}$は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百四十六条第一項中「すべて」を「全て」に「ついて内部格付手法」を「ついて、内部格付手法」に改める。

第百五十二条第二号中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第百五十七条に次の一項を加える。

6　内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛け目$=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百六十五条に次の一項を加える。

6　第百五十七条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。